

平成30年8月15日
総務部人事課

板橋区職員の懲戒処分の公表について

「板橋区職員の懲戒処分等公表基準」(平成15年7月1日施行)に基づき、地方公務員法上の懲戒処分について、下記のとおり公表する。

記

1 平成30年8月15日付

(1) 減給

①飲酒によるセクシャル・ハラスメント事故

被処分者	副参事 61歳
事案の内容	被処分者は、平成30年5月2日に区外で開催された歓送迎会において、飲酒のうえ、同席した複数の女性幹部職員に対し、不適切な発言や会話の際中に腕を触るなどのセクシャル・ハラスメント行為を行った。
処分の内容	減給 5分の1 3月
発令年月日	平成30年8月15日
根拠規定	地方公務員法第29条第1項3号